

国立大学法人北海道教育大学附属旭川中学校いじめ防止基本方針

「国立大学法人北海道教育大学附属学校いじめ防止方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 目的

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての生徒に關係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置しないようにするために、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本学、附属学校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び本校教職員は

- ・本校の生徒の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

- ・いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

6 学校におけるいじめの防止

- (1) 学校経営案に「いじめ撲滅に向けた全学的な取組」と「家庭や地域とともに子の健全育成に向けた危機管理の意識の醸成」を位置付け、学校、家庭、地域が総ぐるみとなって、いじめを生まない・見逃さない・放置しない環境づくりに取り組む。
- (2) 他者を認め相手を思いやる心をはぐくむ道徳教育を教育活動全体で推進するとともに、一人一人の居場所を確保する教科経営・学級経営の一層の充実に努める。また、日常の教育相談やスクールカウンセラー配置事業を効果的に運用し、一人一人の子供の心の置き所を適時とらえる取組を推進する。
- (3) 生徒会活動において、全校生徒がいじめ撲滅に向けて主体的に取り組むことができるよう、11月が強調月間となっている「オレンジリボン運動」を中心とした取組を年度に渡って継続的・計画的に推進していくよう支援する。

7 いじめの早期発見のための対策

(1) 教員研修の充実

日常の生徒の実態をタイムリーに掌握するため、生徒指導部主催の生徒事例研修を適宜実施する。また、教員研修の中で、教育活動の一層の充実・情操教育の推進など、未然防止に向けた積極的な生徒指導を学校全体で推進するための方策について相互理解を深める。

(2) 校内外の体制整備

未然防止の体制とともに、早期発見・早期対応のための校内体制と効果的に機能する組織の確立及び大学を含む関係機関や医療機関、専門機関等との連携体制の構築に努める。

(3) 実態の把握

授業後の自己評価アンケートに、学級や授業における居心地感に係る項目を意図的に設定し、個々の状況について適宜把握するよう努める。また、「私たちの道徳」を活用した道徳の宿題を通して、学校と家庭における子供の状況について相互交流に努める。

(4) 教育相談の充実

個別の相談機能の充実を目指し、教科や進路に係る相談を含め年間複数回の教育相談の機会を設けるとともに、その内容の充実に努め、子供の心に寄り添った適切なかかわりに努める。

(5) スクールカウンセラー配置事業の効果的な運用

必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援・いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 情報モラル集会等において、必要に応じて外部から警察官や講演講師を招聘し、子供はもとより教職員においても、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの使用に関する情報モラルについて理解を深める。
- (2) 入学者説明会や参観日、学年保護者会などにおいて、情報モラルについて保護者へ現況を報告したり資料を配付したりするなどして協力体制を要請していく。

9 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等対策委員会を組織する。
- (2) 構成員は以下の通りとする。
 - ・校長
 - ・副校長
 - ・主幹教諭
 - ・教務主任
 - ・指導部長
 - ・学年主任
 - ・養護教諭
 - ・必要に応じてスクールカウンセラー及び大学職員
- (3) 活動内容については以下の通りである。
 - ・いじめの未然防止に関すること
 - ・いじめの早期発見に関すること
 - ・いじめの早期対応及び解決に関すること
 - ・いじめ撲滅に向けた、生徒ー生徒、生徒ー教師の絆づくりに関すること、音楽、彫刻、書、絵画等の芸術作品を活用した校内の潤いある環境づくりに関すること
 - ・いじめ防止等対策委員会は、学期に1度開催し、緊急の場合には随時行うこと
- (4) その他、いじめ防止に関わる生徒の自発的な活動に対する援助を行うものとする。

10 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたときや、生徒がいじめを受けていると思われるときなど、いじめが疑われる事象を認知したときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、大学に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援・いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行い、講じた対策について大学に報告する。
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。

- (4) いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処する。

1 1 校長・副校長及び教員による懲戒

校長・副校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えるものとする。

1 2 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を附属学校室へ報告する。
- (2) 附属学校室と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めたとき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

1 3 学校評価等における留意事項

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等を加え、適正に評価する。

策定 平成26年 3月31日
一部改定 平成29年 4月27日